

静岡市青年等就農計画認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡市（以下「市」という。）が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下「基本構想」という。）に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等が策定する青年等就農計画（以下「就農計画」という。）の認定について、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定の方法)

第2条 就農計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就農計画の作成段階から、認定農業者協会、農業協同組合、農業委員会事務局、県、市等で構成する静岡市担い手育成総合支援協議会（以下「担い手協議会」という。）による指導、助言を受けるよう努めるものとする。

2 申請者は、青年等就農計画認定申請書（以下「申請書」という。）に所定の事項を記入し、市長に提出するものとする。

また、静岡県農業経営改善関係資金基本事務取扱要綱第2の1で定める農業近代化資金、経営体育成強化資金及び青年等就農資金を借り受けようとする場合は、同要綱で定める経営改善資金計画書に所定の事項を記入し、申請書と併せて市長に提出するものとする。

3 市長は、前号の申請書を受け取った後、就農計画の認定または却下を行い、その旨を速やかに申請者に対し通知するものとする。

4 前号と併せ、認定した場合は、認定書及び申請書の写しを添え、農業協同組合、農業委員会、県、県青年農業者等育成センター、日本政策金融公庫に通知するものとする。

(申請者の要件)

第3条 申請者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 市内において、新たに農業経営を営もうとする者で、就農計画を作成し、その計画達成の意思がある青年等（農業経営を開始して5年以内の者を含む）であり、次のいずれかに該当する者とする。なお新たに農業経営を営もうとする青年等の年齢は、農業経営の開始時の年齢とする。ただし法人にあっては、登記日における役員の年齢とする。

ア 18歳以上45歳未満の者

ただし、農業経営基盤強化促進法基本要綱第5の2第3項（1）のアに定めのある青年の範囲を満たす者については50歳未満とする。

イ 65歳未満であって次のいずれかに該当する者

(ア) 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者

(イ) 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

(ウ) 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者

(エ) 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

(オ) (ア) から (エ) までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

ウ ア又はイに掲げる者であって当該法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人。

(就農計画の認定申請)

第4条 第2条第2項で定める申請書は、(1) から (12) に定める書類とする。なお、就農計画の認定と併せて、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2による農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を希望する者は、(13) から (18) に定める書類を追加する。

(1) 青年等就農計画認定申請書（様式第1号）

(2) 青年等就農計画（様式第2号）

(3) 収支計画（様式第3号）

(4) 履歴書（様式第4号）

(5) 個人情報に関する同意書（様式第5号）

(6) 住民票

(7) 就農地の農地貸借に係る契約書写し

(8) 就農（予定）地の地図

(9) 法人の場合は、法人登記簿謄本及び定款の写し

(10) 夫婦等で共同申請する場合は、家族経営協定書の写し

(11) 他市町村で認定を受けた認定新規就農者である場合、青年等就農計画認定書写し及び認定を受けた青年等就農計画写し

(12) その他、市長が必要と認める書類

(13) 青年等就農計画追加資料（様式第6号）

(14) 申請書の提出以前に農業経営を開始している場合、農業経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期がわかる書類）

(15) 申請書の提出以前に親族の農業経営に従事しており、親族の農業経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内であることを証明する書類（過去の経歴を証明する書類）

(16) 農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し

(17) 営農口座通帳の写し

(18) 前年の世帯全員（本人のほか、同居または生計を一にする別居の配偶者、子及び父母）の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）

（就農計画認定の基準）

第5条 就農計画認定の基準は、次の各号すべてを満たすこととする。

(1) 申請のあった就農計画が、市が定めた基本構想に照らし適切であること。

(2) その計画が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること。

(3) その計画の達成される見込みが確実であること。

（就農計画の審査）

第6条 市長は第2条第2項で定める認定申請があった場合には、その内容について審査する。なお、審査は、担い手協議会によるものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、認定する場合は、申請者に対し青年等就農計画認定書（様式第7号）を交付するものとし、また却下する場合は、却下の理由を付し申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第7条 市長が認定した就農計画の有効期間は、認定した日から起算して5年とする。ただし、既に農業経営を開始した者にあつては、農業経営を開始した日から起算して5年を経過した日までとする。

2 就農計画の認定を受けた者「以下「認定新規就農者」という。」が、就農計画の有効期間内に農業経営改善計画を作成し、認定を受け、認定農業者になった場合には、経営改善計画の認定の日をもって、当該就農計画の効力を失ったものとする。

（就農計画の変更）

第8条 認定新規就農者が、次の各号に該当する就農計画の変更を行う場合は、青年等就農計画変更申請書（様式第8号）に必要な書類を添付して、市長に申請するとともに、市長の認定を受けなければならない。

(1) 営農部門

(2) 就農地

(3) 所得目標又は年間農業従事日数において、2割以上の増減を伴う変更の場合

(4) 資金計画

2 就農計画変更の申請及び手続は、就農計画の認定に準じて行うものとする。

（報告）

第9条 認定新規就農者のうち認定後に農業経営を開始する者は、農業経営開始後速やかに、農業経営開始届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 認定新規就農者で農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を受けた者は、交付期間及び交付期間終了後5年間、毎年、7月、1月にその直前の6ヶ月分報告として、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 就農状況報告書（様式第10号）
 - (2) 作業日誌（様式第11号）
 - (3) 決算書（様式第12号）
 - (4) 前年の確定申告書写し
 - (5) 前年の所得証明書
 - (6) 農地貸借に係る契約書写し
 - (7) 営農口座等、通帳の写し
 - (8) その他、市長が必要と認める書類
- （農業経営の中止又は休止）

第10条 認定新規就農者は、就農計画の計画期間に病気、災害等やむを得ない理由等により農業経営を中止する場合は、青年等就農計画中止届（様式第13号）を、農業経営を休止する場合は、青年等就農計画休止届（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（住所等の変更）

第11条 認定新規就農者は就農計画の計画期間、認定新規就農者で農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を受けた者は、交付期間及び交付期間終了後5年間に、氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1ヶ月以内に住所等変更届（様式15号）を市長に提出しなければならない。

（認定の取り消し等）

第12条 市長は、認定新規就農者が次の各号の事項に該当する場合は、青年等就農計画取消通知書（様式第16号）により通知し、就農計画の認定を取り消すものとする。

- (1) 第10条による中止届または休止届の提出がなく農業経営の中止、休止を確認した場合。
- (2) 農業経営の成果が上がっておらず、その改善が見込まれないと判断した場合。
- (3) 周辺農業者の農業経営に悪影響を与えていることを確認した場合。
- (4) その他、市長が適切でないと判断した場合。

（その他必要な措置）

第13条 申請者は、就農計画による経営の展開地が他市町村を含むものである場合は、当該市

町村において、当該市町村で定める就農計画の認定申請を行う必要がある。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、就農計画の認定について必要な事項は別に定めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年10月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。